

堺市公報 第171号	令和3年5月28日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 4
- 子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】…………… 4

<公告>

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【健康福祉局長寿社会部医療年金課】…………… 5
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【健康福祉局長寿社会部医療年金課】…………… 6
- 農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農地課】…………… 7
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 18
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 18

<上下水道局公告>

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい

て

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	19
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	20
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	
【農業委員会事務局】	22

告 示

堺市告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年5月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 NOR THSIDE	居宅介護	ゆい訪問介護サ ービス深井	大阪府堺市中区深井 東町373番地1	令和3年5月 1日
株式会社 NOR THSIDE	重度訪問介護	ゆい訪問介護サ ービス深井	大阪府堺市中区深井 東町373番地1	令和3年5月 1日
株式会社 三和	居宅介護	三和訪問介護	大阪府堺市南区槇塚 台二丁40番5-202号	令和3年5月 1日
株式会社 三和	重度訪問介護	三和訪問介護	大阪府堺市南区槇塚 台二丁40番5-202号	令和3年5月 1日
合同会社 CAR E POWER	居宅介護	WAWAスポ	大阪府堺市堺区竜神 橋町二丁1番17号 ルミライズ堺501	令和3年5月 1日
合同会社 CAR E POWER	重度訪問介護	WAWAスポ	大阪府堺市堺区竜神 橋町二丁1番17号 ルミライズ堺501	令和3年5月 1日

合同会社 CAR E POWER	同行援護	WAWAスポ	大阪府堺市堺区竜神 橋町二丁1番17号 ルミライズ堺501	令和3年5月 1日
株式会社 ルーテ ィンワーク	共同生活援助	スマイリーハウ ス	大阪府堺市中区陶器 北1892	令和3年5月 1日
株式会社 イクコ ・カンパニー	就労継続支援 (A型)	ワークショップ ひとふし	大阪府堺市南区原山 台五丁9-1 丸長 運送配送センター2 階	令和3年5月 1日
株式会社 ジョイ ・オブ・ライフ	同行援護	ジョイ・オブ・ ライフ	大阪府堺市堺区海山 町三丁145 シャトー 川庄200号	令和3年5月 1日
公益財団法人 浅 香山病院	就労継続支援 (B型)	サポートハウス アンダンテ	大阪府堺市堺区田出 井町8-20	令和3年5月 1日
社会福祉法人 朋 志美会	生活介護	しののめハウス	大阪府堺市堺区東雲 西町四丁6番20号	令和3年5月 1日
有限会社 キャプ テンフィンガーズ	生活介護	ケアセンター仲 村	大阪府堺市南区宮山 台四丁7番9号	令和3年5月 1日
有限会社 キャプ テンフィンガーズ	自立訓練(機 能訓練)	ケアセンター仲 村	大阪府堺市南区宮山 台四丁7番9号	令和3年5月 1日
有限会社 キャプ テンフィンガーズ	自立訓練(生 活訓練)	ケアセンター仲 村	大阪府堺市南区宮山 台四丁7番9号	令和3年5月 1日

堺市告示第209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和3年5月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社 つどい	地域移行支援	つどい	大阪府堺市南区宮山 台三丁11番1号	令和3年5月 1日

合同会社 つどい	地域定着支援	つどい	大阪府堺市南区宮山 台三丁11番1号	令和3年5月 1日
----------	--------	-----	-----------------------	--------------

堺市告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年5月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人 美原の郷福祉会	短期入所	ショートステイ虹の家	大阪府堺市美原区平尾35番地の1	令和3年4月1日
社会福祉法人 美原の郷福祉会	短期入所	ショートステイ虹の家2	大阪府堺市美原区平尾35番地の1	令和3年4月1日
社会福祉法人 美原の郷福祉会	就労継続支援（B型）	ワークセンターつつじ	大阪府堺市美原区小平尾953番地	令和3年4月1日
有限会社 ケアステーション大空	居宅介護	大空ヘルパーステーション	大阪府堺市東区西野192番地7	令和3年4月15日
有限会社 ケアステーション大空	重度訪問介護	大空ヘルパーステーション	大阪府堺市東区西野192番地7	令和3年4月15日
合同会社 雅亜グループ	同行援護	訪問介護サービス笑顔の扉	大阪府堺市堺区北庄町一丁2番6号	令和3年4月30日

堺市告示第211号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月28日

堺市長 永 藤 英 機

1 認可外保育施設

名称	所在地	設置者	確認年月日
保育ルーム たんぽぽ	堺市美原区平尾2620-1	折道 淳子	令和3年4月19日
ぽかぽっか保育園	堺市中区小阪341	宮原 正典	令和3年4月26日
マナベル保育園堺ルーム	堺市中区毛穴町126-1	大和食品株式会社	令和3年5月6日

2 一時預かり事業（在園児以外を対象）

名称	所在地	設置者	確認年月日
COCO	堺市中区深阪4丁18-16	山本 はるみ	令和3年4月19日

公 告

堺市公告第305号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

保険年金電算システム運用保守業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
健康福祉局長寿社会部医療年金課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 齋藤 隆
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥87,661,200－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第306号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

後期高齢者医療電算システム維持管理業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局長寿社会部医療年金課

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 関西支社

支社長 齋藤 隆

大阪市北区中之島2丁目3番18号

5 随意契約に係る契約金額

¥49,685,064－（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第307号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

堺市長 永 藤 英 機

令和3年度 第2号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定
により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年5月13日

堺 市

1 利用権設定各章明細

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方 法
堺市西区山田1丁1086番地4	山口 勝彦	南区小代	190-1	田	534のうち 414	堺市南区小代205番地6	大仲 佐也加	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年6月1日	令和6年12月31日	-	-
		南区小代	191-1	田	495								
堺市西区山田1丁1086番地4	山口 勝彦	中区福田	939-1	畑	1,841のうち 620	堺市中区土師町2丁24番25号 堺市美原区阿勢278番地7 富田林市向陽台3丁目3番13棟809号 堺市中区土師町4丁5番39号	樋口 秀治 片岡 篤 村上 由美子 小坂 初枝	使用貸借による 権利 (解除条件付)	畑として 利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-
堺市東区石原町4丁80番地	中田 康信	美原区太井	170-1	田	1,361のうち 800	堺市美原区太井579番地2	松川 ミツ子	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年8月1日	令和6年7月31日	-	-
		美原区太井	170-1	田	1,332								
堺市中区深井水池町2859番地6	谷川 幸司	中区深井畑山町	2530-1	畑	1,332	堺市中区深井畑山町1番地2	高橋 邦雄	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年8月1日	令和6年7月31日	-	-
		北区中村町	205	田	1,203								
堺市北区蔵前町3丁4番3号	村田 敏明	美原区大饗	394	田	1,140	堺市美原区大饗340番地	田村 義信	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-
		中区深井畑山町	417	畑	1,332								
大阪府泉南郡熊取町朝代西4丁目12番 4号	沖田 大作	北区野遠町	265	田	1,566	堺市中区深井畑山町26番地1	高橋 健治	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年8月1日	令和6年7月31日	-	-
		北区野遠町	269-1	田	1,219								
堺市東区野尻町275番地45	高瀬 貞俊	北区野遠町	273-3	田	981	堺市北区野遠町565番地	菅根 蔚樹	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-
		南区稲葉2丁	1787	田	872								
堺市西区菱水4丁2746番地	森口 久司	南区稲葉2丁	1787	田	872	堺市西区菱水4丁2881番地	辻林 莊次	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-

1 利用権設定各筆明細（農地中間管理事業分）

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地					利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)		住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方 法
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	中区陶器北	1101-1	田	182		堺市北区百舌鳥西之町2丁目152番地	山本 孝	使用貸借による 権利 農地中間管理事業 共通事項	田として 利用	令和3年6月1日	令和8年5月31日	-	-
		中区陶器北	1103-1	田	738									
		中区陶器北	1104-1	田	427									
		中区陶器北	2258	田	1,246									
堺市中区小阪587番地	藤原 武平	中区陶器北	1101-1	田	182		大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	使用貸借による 権利 農地中間管理事業 共通事項	田として 利用	令和3年6月1日	令和8年5月31日	-	-
		中区陶器北	1103-1	田	738									
		中区陶器北	1104-1	田	427									
		中区陶器北	2258	田	1,246									

使用貸借**2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農地中間管理事業

2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。

ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金、水利費	賦課金、水利費とも地権者が負担する	—

3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金、水利費	賦課金、水利費とも地権者が負担する	—

~~~~~

## 堺市公告第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市中区平井370番1及び地先水路

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区平井482番地

社会福祉法人南湖会

理事長 橋本 哲治

~~~~~

堺市公告第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区日置荘北町三丁300番4、300番11、300番12、304番4から304番7まで、304番14、304番16及び306番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市東区日置荘西町六丁6番2号

有限会社栄和地所

代表取締役 片岡 富信

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第69号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号	第1443号
指 定 年 月 日	令和3年5月10日
指定期間の末日	令和8年5月9日
事業者の名称	大恵商事株式会社
事業者の住所	大阪市淀川区西中島3丁目13番1号
代表者の職氏名	代表取締役 浦上 涼
事業所の名称	大恵商事株式会社
事業所の所在地	大阪市淀川区西中島3丁目13番1号 4B

指 定 番 号	第1444号
指 定 年 月 日	令和3年5月10日
指定期間の末日	令和8年5月9日
事業者の名称	株式会社北條設備工業所
事業者の住所	堺市北区北花田町4丁104番地9
代表者の職氏名	代表取締役 上野 一樹
事業所の名称	株式会社北條設備工業所
事業所の所在地	堺市北区北花田町4丁104番地9

指 定 番 号	第1445号
指 定 年 月 日	令和3年5月10日

指定期間の末日	令和8年5月9日
事業者の名称	株式会社ナリ設備
事業者の住所	守口市大久保町2丁目13番1号
代表者の職氏名	代表取締役 成清 好徳
事業所の名称	株式会社ナリ設備
事業所の所在地	守口市大久保町2丁目13番1号

指 定 番 号	第1446号
指 定 年 月 日	令和3年5月10日
指定期間の末日	令和8年5月9日
事業者の名称	株式会社杉山建設
事業者の住所	東大阪市荒本1丁目8番14-115号
代表者の職氏名	代表取締役 杉山 竜二
事業所の名称	株式会社杉山建設
事業所の所在地	東大阪市荒本1丁目8番14-115号

~~~~~

堺市上下水道局公告第70号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 指 定 番 号   | 第1717号                  |
| 指 定 年 月 日 | 令和3年5月10日               |
| 指定期間の末日   | 令和7年11月30日              |
| 事業者の名称    | 株式会社センチュリー・パル           |
| 事業者の住所    | 大阪市北区東天満2丁目4番2号 マークビル2階 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 今井 豊              |
| 営業所の名称    | 株式会社センチュリー・パル           |
| 営業所の所在地   | 大阪市北区東天満2丁目4番2号 マークビル2階 |

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 指 定 番 号   | 第1718号          |
| 指 定 年 月 日 | 令和3年5月10日       |
| 指定期間の末日   | 令和7年11月30日      |
| 事業者の名称    | 株式会社ナリ設備        |
| 事業者の住所    | 守口市大久保町2丁目13番1号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 成清 好徳     |
| 営業所の名称    | 株式会社ナリ設備        |
| 営業所の所在地   | 守口市大久保町2丁目13番1号 |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 指 定 番 号   | 第1719号        |
| 指 定 年 月 日 | 令和3年5月10日     |
| 指定期間の末日   | 令和7年11月30日    |
| 事業者の名称    | 須山 正義         |
| 事業者の住所    | 堺市中区東山1023番地2 |
| 営業所の名称    | 須山淨化工業        |
| 営業所の所在地   | 堺市中区東山1023番地2 |

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 指 定 番 号   | 第1720号           |
| 指 定 年 月 日 | 令和3年5月10日        |
| 指定期間の末日   | 令和7年11月30日       |
| 事業者の名称    | 株式会社はやし設備        |
| 事業者の住所    | 東大阪市玉串町東2丁目6番40号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 林 育史       |
| 営業所の名称    | 株式会社はやし設備        |
| 営業所の所在地   | 東大阪市玉串町東2丁目6番40号 |

|           |                |
|-----------|----------------|
| 指 定 番 号   | 第1721号         |
| 指 定 年 月 日 | 令和3年5月10日      |
| 指定期間の末日   | 令和7年11月30日     |
| 事業者の名称    | 株式会社成輝建設       |
| 事業者の住所    | 羽曳野市西浦6丁目3番14号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 田中 幸子    |
| 営業所の名称    | 株式会社成輝建設       |
| 営業所の所在地   | 羽曳野市西浦6丁目3番14号 |

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第6号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年5月28日

堺市農業委員会

会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和3年6月3日（木）午後1時30分

[場所]

堺市産業振興センター4階 セミナー室2

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他